

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の保健事業の取組みや市町村が行う医療費適正化や保険料収納率向上等の取組みに対し、国がインセンティブ制度として交付する保険者努力支援交付金の効果的な獲得を図るため、技術的助言や個別ヒアリングなどの実施を委託する。</li> </ul> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が毎年示す評価指標は、国保の事業運営に関わる取組みから保健事業に至るまで年々高度化、多様化しており、それに対応しうる専門的知識や地域の実情等を把握していなければならない。</li> <li>・令和2年度には、予防・健康づくりを強力に推進するため、本制度が抜本的に見直され、既存事業費1000億円（全国ベース）に加え、新規で500億円（令和6年度予算で380億円に縮小）が追加された。そのうち令和8年度予算における218億円は「事業費連動分」として、県の保健事業の取組成果に連動して事業費が配分されるため、県事業のさらなる取組強化を図るには、それに向けた効果的な事業提案及び支援体制が必要である。</li> <li>・評価指標には、県・市町村では持ちえないデータを必要とする項目や外部機関と連携した事業実施など、県・市町村の取組みだけでは加点できない項目が存在している。</li> </ul> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県国保連合会は、各市町村の国保共同化事業を通じた事務フォローやヘルスサポート事業を通じた保健事業の支援等に長く携わっており、専門的知識も豊富でかつ国保事業全般に精通したスタッフ、支援体制が充実している。</li> <li>・評価指標の中には、同会のシステムからのみ出力される情報を必要とする項目（※1）や、同会と連携して行う項目（※2）、同会主催の研修、会議等を通じて取り組む項目（※3）が多数あることから、これらの情報や事業の成果・課題等を活用することが必須となる当該事業を、同会以外が実施することは困難である。</li> </ul> <p>以上により、当該事業を適正かつ効果的に実施できる者は、「岐阜県国民健康保険団体連合会」以外にない。</p> <p>（※1）介護給付適正化システムの情報を利用したレセプト点検の実施など</p> <p>（※2）国保連と協働・連携したKDBデータなど各種DBを利用した医療費分析など</p> <p>（※3）国保連主催の第三者求償事務研修会、トップセミナー等を活用した人材育成、理解促進など</p>